

組 合 員 各 位

## 迫川上流土地改良区役員(理事)補欠選挙のお知らせ

このたび、第3被選挙区(旧一迫川沿岸土地改良区・旧真坂土地改良区区域)の役員(理事)の欠員に伴い、役員選挙規程第28条の規定に基づき役員(理事)補欠選挙を執行しますのでお知らせします。

### 1. 選挙すべき補欠役員(理事)の数

理事 1人 (被選挙区域等は裏面のとおりでです。)

### 2. 役員(理事)の被選挙権

- 次に掲げる者は、役員(理事)の被選挙権を有しない。
  - 組合員でない者
  - 法人(土地改良法により法人は不可。法人の代表者は可。)
  - 未成年者
  - 破産者で復権のできない者
  - 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 3. 立候補の届出等

届出日	受付時間	受付場所
令和8年9月7日(月)	午前8時30分～午後5時	迫川上流土地改良区事務所
令和8年9月8日(火)	午前8時30分～午後5時	
令和8年9月9日(水)	午前8時30分～正午	

### 4. 立候補届出に必要な書類等

- 立候補届出(本人届出及び推薦届出)  
推薦による届出の場合は、組合員10人以上の推薦と本人からの推薦承諾書が必要です。
- 被選挙権調書
- 土地改良法第18条第5項(理事資格要件)に基づく申出書
- 組合員資格証明書(改良区が発行)
- 本籍地の市町村が発行する「身分証明書」(各自申請して下さい)
- 印鑑(届出用紙に押印が必要となります。認印でかまいません。)

①～④の用紙は、迫川上流土地改良区事務所に用意いたします。(令和8年8月3日より)

5. 選挙期日（投票日） 令和8年9月15日（火） （総代が総代会において投票いたします。）

6. 任期 令和11年3月10日まで（前任者の残任期間）

○ 選挙すべき補欠役員(理事)の数及び被選挙区域

被選挙区	被選挙区域	選挙すべき理事の数(人)	備考
第3区	栗原市 一 迫 柳目、真坂、川口、嶋躰、清水目、長崎、北沢、狐崎 築 館 築館、宮野、玉沢 志波姫 堀口、八樟、沼崎、刈敷、伊豆野、北郷、南郷 若 柳 川南、上畑岡	1	旧一迫川沿岸 土地改良区区域  旧真坂 土地改良区区域

○ ご不明な点がございましたら、迫川上流土地改良区総務課までお問い合わせ下さい。



永年組合

迫川上流土地改良区

〒989-5171

宮城県栗原市金成沢辺町沖 205 番地

TEL 0228-24-7643 FAX 0228-42-3503